

令和 年 月 日

〇〇病院長 殿

〇〇県生活習慣病検診等管理指導協議会

〇〇がん部会 部会長 〇〇 〇〇

〇〇がん検診受診者の精査・治療における偶発症の報告について

拝啓 日頃は〇〇がん検診にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「がん対策基本法第十四条」では、「国及び地方公共団体は」「がん検診の事業評価の実施」など「がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずる」とされております。これに基づき、各都道府県でも生活習慣病検診等管理指導協議会が中心となり、がん検診の質の評価および向上に取り組んでいるのは御承知の通りです。

がん検診の精度向上のためには、「精度管理」が大変重要です。平成 20 年に厚生労働省「がん検診に関する検討会」及び「がん検診事業の評価に関する委員会」は、精度管理の指標として、「がん検診のためのチェックリスト」を作成しました。この「チェックリスト」は整備すべき最低限の体制が纏められており、これに基づいた自己点検により精度管理上の問題点を明らかにするツールです。

先般、厚生労働省健康局がん対策・疾病対策課のご協力のもと、各都道府県の〇〇がん部会を対象に研修会が開催され、「がん検診のためのチェックリスト」を用いた精度管理手法について説明がありました。その中で、チェックリスト項目の一つでもある、検診受診後の死亡や精密検査による偶発症についての把握が求められました。

つきましては、〇〇県生活習慣病検診等管理指導協議会〇〇がん部会まで別紙のような書式でご報告いただけますよう、お願い申し上げます。

ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

提出先および問合せ先

事務局：〇〇県生活習慣病検診等管理指導協議会 〇〇がん部会（〇〇県庁〇〇課 気付）

メール：〇〇@〇〇〇〇.〇〇（推奨）

電話：〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇県庁〇〇課 気付
 〇〇県生活習慣病検診等管理指導協議会
 〇〇がん部会 部会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇がん検診受診者の検査・治療における偶発症の報告

下記のような事例がありましたので、報告いたします。

報告者名	
所属機関名	
部局名	

問題の事例

偶発症番号 (下記参照)	1	2	3	4	(番号を丸で囲む、複数選択可)
性別					
年齢					
内容					

偶発症番号	内容
1	検診受診後 6 カ月以内の検査の偶発症による死亡
2	検診受診後 6 カ月以内の精密検査・治療の偶発症による死亡（原疾患の悪化によるものを除く） ※子宮頸がんの場合、コルポスコープ下の組織診、検診受診後 6 カ月以内の治療（円錐切除、LEEP を含む）の偶発症による死亡を含む。（原疾患の悪化によるものを除く）
3	検査の偶発症 ※入院治療を要するもの〔例：検査中の転倒による骨折、バリウム起因性ショック、検査後のイレウス、腹膜炎等（胃がん）、検査中の圧迫による骨折（乳がん）等〕
4	精密検査の偶発症 ※入院治療を要するもの〔例：前投薬起因性ショック、輸血や手術を要する程度の消化管出血、消化管穿孔、腹膜炎（胃がん、大腸がん）、経皮的肺穿刺や気管支生検による多量出血、検査後の気胸（肺がん）、組織診検査中の多量出血、検査後の骨盤内感染症（子宮頸がん）、穿刺吸引細胞診や針生検による感染症（乳がん）等〕